

## ○山梨県警察職員提案制度運用要領の制定について

〔平成30年3月14日〕  
〔例規甲（務文二）第38号〕

この度、平成30年度組織改正に伴い、山梨県警察職員提案制度運用要領（平成25年4月25日付け、通達（務文二）第54号。以下「旧要領」という。）を別添のとおり定め、平成30年3月15日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。

### 別添

#### 山梨県警察職員提案制度運用要領

#### 第1 目的

この要領は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）からの意見・要望及び提案（以下「提案等」という。）を警察業務に反映させ、生き生きとした警察づくりを推進するために、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 職員の責務

職員は、常に警察業務の合理化、効率化、簡素化等についての意識を持ち、改善を要すると認めたときは、積極的に提案等を行わなければならない。

#### 第3 所属長の責務

所属長は、職員が積極的に提案等を行うことのできる職場環境の醸成に努めるものとする。

#### 第4 提案事項

職員は、次の事項について提案等を行うことができる。

- (1) 勤務制度及び勤務環境に関すること。
- (2) 事務の合理化及び能率化に関すること。
- (3) 各種事故防止に関すること。
- (4) 職員の士気高揚に関すること。
- (5) 市民応接の向上に関すること。
- (6) 職員の福利厚生に関すること。
- (7) その他警察業務の改善に関すること。

#### 第5 審査委員会

- 1 山梨県警察に提案等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、職員の提案等について審査する。

3 委員会に、委員長及び委員を置き、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 警務部長

(2) 委員 山梨県警察の処務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第5号）第9条に規定する庶務担当課長会議の構成員

4 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、会議を主宰する。

#### 第6 審査委員会事務局

1 提案制度の円滑な運用を図るため、委員会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

(1) 事務局長 警務課長

(2) 事務局員 警務課企画室長及び警務課員の中から警務課長が指名する者

#### 第7 提案等の方法

職員は、提案等をしようとするときは、提案（意見・要望）書（第1号様式）を送等若しくは山梨県警察WANシステム運用管理要領（平成18年7月19日付け、通達（情管シ）第35号）に定める電子メールにより事務局へ提出し、又は同要領に定める電子フォーラム（VIPSボックス）に入力して行うものとする。

#### 第8 提案等に対する事務局長の措置

1 事務局長は、提案等を受理したときは、主管課の長（以下「主管課長」という。）に対し回答期限を付して当該提案等を電子フォーラム（VIPSボックス）により回付するものとする。この場合において、当該提案等の内容に係る事務が複数の所属に関係するときは、当該事務を主として所管すると認められる所属を主管課とする。

2 事務局長は、自所属で措置することが適当と認められる提案等については、主管課長に対する回付を要せず、事務局長の裁量で次の措置を決定できるものとする。

(1) 所属措置 提案等のうち、自所属で措置することが適当と認められるものについては、当該提案等を当該所属に送付するものとする。

(2) 参考 送付提案等のうち、人員の配置、予算又は物品の配分、施設の建設等正規な申請手段によることが適当と認められるものについては、当該提案等を主管課に参考送付するものとする。

(3) 却下 提案等のうち、既に実施済となっているもの、明らかに提案制度に馴染まないと認められるもの及び現に回答を周知している提案等と同趣旨と認められるものについては、却下するものとする。

3 事務局長は、2のいずれかの措置を執ったときは、その旨を提案者に対し通知するとともに、委員会に対し報告するものとする。

#### 第9 提案等を回付された場合の主管課長等の措置

- 1 主管課長は、事務局長から回付された提案等について、電子フォーラム（V I P S 討議フォーラム）により意見を事務局長に送付するものとする。
- 2 主管課長は、提案等の内容が複数の所属に関係すると認めるときは、当該関係所属の長と共同して検討し、意見を取りまとめるものとする。
- 3 事務局長は、主管課長の意見を受理したときは、提案等に当該意見を添えて委員会に報告するものとする。
- 4 委員会は、提案等を審査し、採否を決定したときは、山梨県警察の処務に関する訓令第9条に規定する部長会議に報告するものとする。
- 5 委員会が行う採否の決定区分は、次のとおりとする。
  - (1) 採択 提案等のおりに実施できるもの
  - (2) 一部採択 提案等のおりには実施できないが、当該提案等の一部について実施できるもの
  - (3) 趣旨採択 提案等のおりには実施できないが、当該提案等の趣旨、考え方等は理解でき、種々討議を加え、将来実施していくもの
  - (4) 参考 (1) から (3) までの採択はできないが、提案等の内容は今後の改善上参考となるもの
  - (5) 不採択 実施できないもの
- 6 事務局は、採否の決定区分と理由を提案者に通知するものとする。
- 7 委員長は、警察業務遂行上効果的な提案等を行ったと認められる提案者については、賞揚の手續を執るものとする。

#### 第10 主管課長の責務

主管課長は、委員会が採択し、又は一部採択した提案等については、誠実に実施しなければならない。

#### 第11 提案内容等の公表

- 1 電子フォーラム（V I P S フォーラム）への登載期間については、採否の決定を登載した日から6か月を経過した日までとする。
- 2 事務局は、この制度の活性化を図るため、提案等管理簿（第2号様式）を作成し、提案等内容（概要）等を職員に対し公表するものとする。